

玉村町防犯対策機器設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪に強いまちづくりを推進するために、玉村町内に存する建物に侵入する窃盗や強盗による被害の防止を図るための機器を購入する事業（以下「本事業」という。）に要した経費について補助金を交付することに関し、玉村町補助金等に関する規則（平成11年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 本事業の補助対象者は、玉村町に住民票を有し、玉村町緊急防犯対策機器設置事業補助金の交付を受けていない者とする。

(補助対象機器)

第3条 本事業の補助対象となる機器（以下「機器」という。）は、申請年度の属する年度中に購入及び設置が行われた次の各号に掲げる機器に該当するものとする。ただし、各号の機器の動作に必要不可欠でない物品は除く。

- (1) 防犯カメラ 犯罪予防目的で屋外に設置され、警察の要請に応じて、録画記録を提供できる機能を有し、撮影範囲に近隣住宅が含まれる場合には、対象者宅の承諾を得られているものをいう。
- (2) カメラ付きインターホン インターホンにテレビカメラを取り付け、屋外の様子や訪問者の顔を見ることができたり録画することができるものをいう。
- (3) センサーライト 主に動体検知機能を搭載して、夜間や暗やみで自動点灯するものをいう。
- (4) 防犯フィルム 窓ガラスを割って侵入者が室内に押し入るのを防ぐことを目的とした建物の窓ガラスに添付するものをいう。
- (5) 補助錠 主錠に加えて防犯上の目的で補助的に取り付ける錠前となるものをいう。

2 機器は、玉村町内に設置するものとする。

3 他事業の補助対象となるものは、本事業の補助対象機器とすることはできない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、機器の購入及び設置に要した費用の10分の8の額とし、20,000円を上限として、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の額に100円未満

の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項の設置に要した費用は、次条の申請者が機器を購入した店舗又は事業者による標準的な設置費に限るものとする。

3 補助金の交付は、補助対象者の属する世帯に対して1回に限るものとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、玉村町防犯対策機器設置事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）及び、防犯対策機器設置明細（様式第2号）に、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 補助金の申請は、予算の範囲内に限るものとする。

(補助金の交付可否決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その適否を審査し、交付の可否を決定したときは、玉村町防犯対策機器設置事業補助金交付可否決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 玉村町防犯対策機器設置事業補助金交付可否決定通知書（様式第3号）の通知は、補助金の交付をもってこれに代えることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。